

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「調剤基本料(1-3・特別)」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美  
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

### 凡例

告示・通知等

疑義解釈

MPSコメント

資料No.20220517-1091-1

本資料は、2022年4月28日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです  
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接  
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

	点数	記号	施設基準					不動産取引等	
			処方箋 受付回数/月		集中率	不動産取引等			
			特定の医療機関 ※医療モール等は合算 ※同一Gで集中率の最も高い医療 機関が同一の場合は合算	同一G合算		不動産 賃貸借関係	不動産取引等 特別な関係		
調剤基本料 1	42点	特別調剤基本料、調剤基本料 2、3(イ)、3(ロ)、3(ハ)に該当しない薬局							
調剤基本料 2	26点	特別調剤基本料、調剤基本料3(イ)、3(ロ)に該当しない薬局でイ~ロのいずれかに該当する薬局							
		2-イ	4,000回超	—	—	70%超	—	—	
		2-ロ	2,000回超	—	—	85%超	—	—	
		2-ハ	1,800回超	—	—	95%超	—	—	
		2-ニ	—	4,000回超	—	—	—	—	
調剤基本料 3	3(イ) 21点	特別に該当しない薬局で(イ)-イ、(イ)-ロ、(ロ)-イ、(ロ)-ロのいずれか 又は 特別・調剤基本料 2 に該当しない薬局で(ハ)に該当する薬局							
		3(イ)-イ	—	—	35,000回超	95%超	—	—	
		3(イ)-イ	—	—	40,000回以下	—	有	—	
		3(イ)-ロ	—	—	40,000回超	85%超	—	—	
	3(ロ) 16点	3(イ)-ロ	—	—	400,000回以下	—	有	—	
		3(ロ)-イ	—	—	400,000回超	85%超	—	—	
3(ハ) 32点	3(ロ)-ロ	—	—	又は300店舗以上	—	有	—		
	3(ハ)	—	—	400,000回超 又は300店舗以上	85%以下	—	—		
特別調剤基本料	7点	注2(1)	医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している薬局			70%超	—	有	
		注2(2)	調剤基本料の届出を行っていない薬局			—	—	—	

・調剤基本料1、2、3(イ)の基準や点数については変更ありません  
 ・同一グループ受付回数40万回超又は店舗数が300店舗以上の場合、  
 特別調剤基本料⇒調剤基本料3(ロ)⇒調剤基本料2  
 ⇒調剤基本料3(ハ)の順に該当性を判断します

**【2022/3/31疑義解釈その1】**  
 同一グループ内の処方箋受付回数や店舗数の規定に該当するグループが  
 新規開局する場合は、そのグループに属しているものとして届出を行う

施設基準					
注番号	項目	記号	処方箋 受付回数/月	内容	算定点数
注1 ただし書き	特定区域	特定区域（区域内医療機関数10以下かつ許可病床数200床以上医療機関なし）かつ処方箋受付回数2,500回以下/月 ※集中率70%超で当該医療機関が区域外にある場合は当該医療機関も考慮			調剤基本料 1
注3	処方箋同時受付	複数の医療機関から交付された処方箋を同時に受け付けた場合の2回目以降			80/100
注4	未妥結・ かかりつけ減算	①～③のいずれかに該当する薬局			50/100
		①	—	妥結率50%以下	
		②	—	妥結率等について、報告していない薬局	
③	600回超	かかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間実施していない薬局（計10回未満/年） （特別調剤基本料を算定薬局は計100回未満/年）			
注5	地域支援体制加算	1	（調剤基本料1）十分な実績		39点
		2	（調剤基本料1）相当の実績		47点
		3	（調剤基本料1以外）十分な実績 ※特別調剤基本料は▲20%		17点
		4	（調剤基本料1以外）相当の実績 ※特別調剤基本料は▲20%		39点
注6	連携強化加算	地域支援体制加算の届出かつ非常時における対応に必要な体制の整備			2点
注7	後発医薬品 調剤体制加算	1	80%以上	後発医薬品の使用数量割合 ※特別調剤基本料は▲20%	21点
		2	85%以上		28点
		3	90%以上		30点
注8	後発医薬品減算	①、②のいずれかに該当する保険薬局			▲5点
		①	600回超	後発医薬品の使用数量割合50%以下	
②	後発医薬品の数量割合を報告していない薬局				
注9	分割調剤	長期保存が困難な場合等の分割調剤2回目以降			調剤基本料の 代わりに5点
注10		後発医薬品のお試し調剤による分割調剤2回目			
注11		医師の指示による分割調剤(服薬情報等提供料は分割回数で割らずに算定)			総点数/分割回数
調剤基本料の下限		上記加減算適用後3点未満の場合			3点

内容	点数
調剤基本料2、3(イ)、3(ロ)、3(ハ)及び特別調剤基本料のいずれにも該当しない薬局（処方箋受付1回につき）	<b>42点</b>

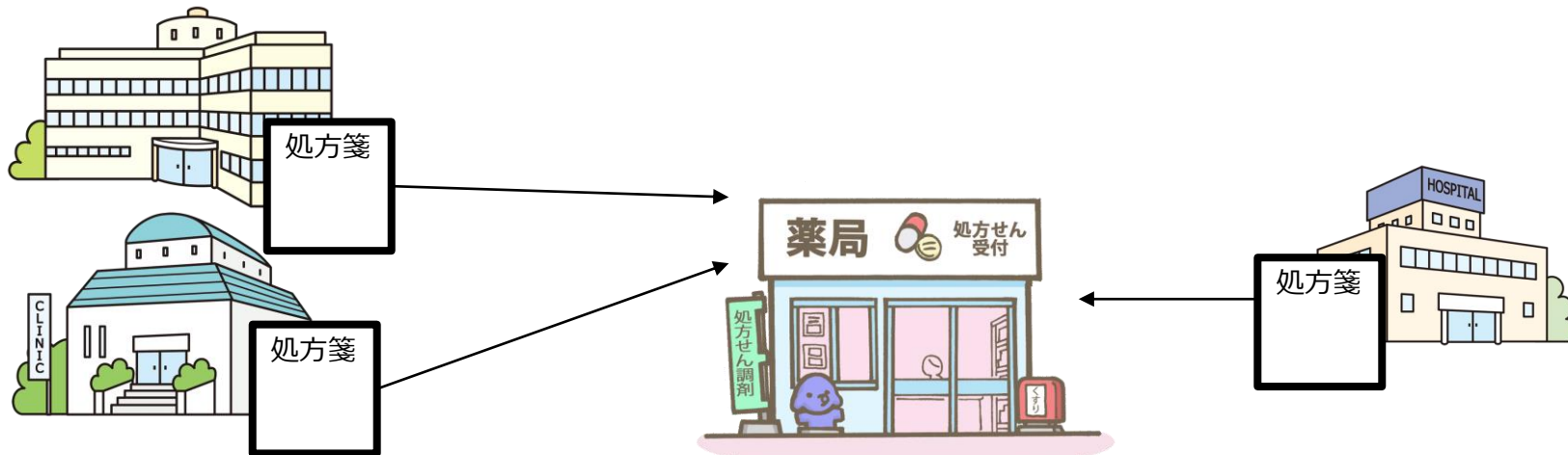
## 【施設基準】

調剤基本料2、3又は特別調剤基本料に該当しない薬局

処方箋受付回数が少ない

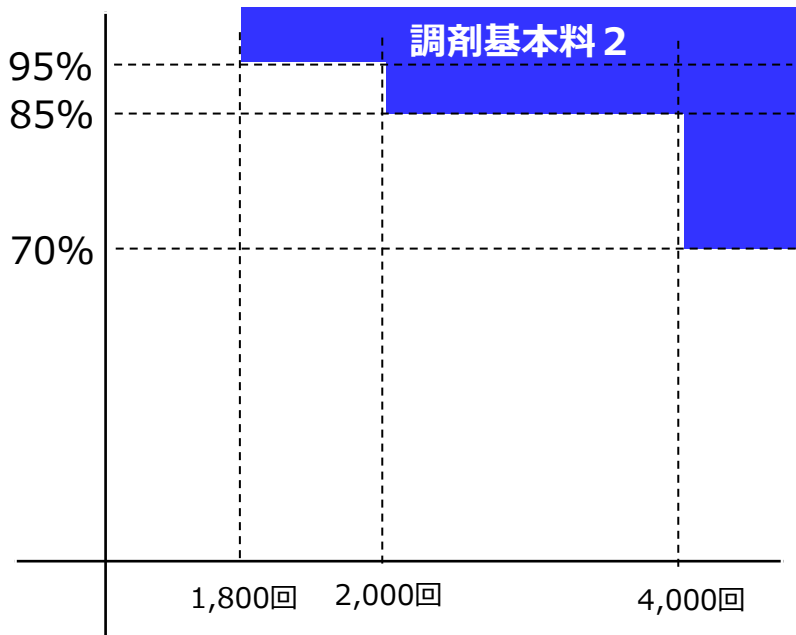
処方箋集中率が低い

不動産賃貸借関係がない



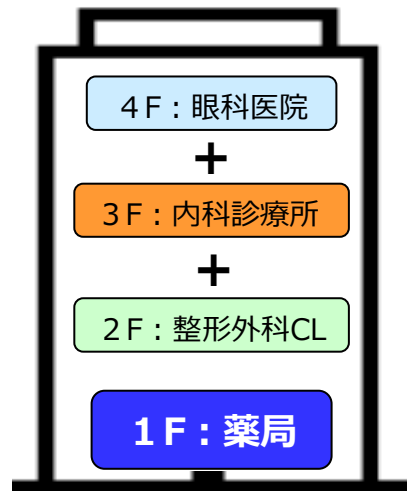
内容	点数
調剤基本料 3 (イ)、3 (ロ)、特別調剤基本料に該当せず、下のいずれかに該当する薬局 (処方箋の受付1回につき)	
ア(イ) 処方箋受付 : <b>4,000回超/月</b> かつ 特定医療機関の処方箋による調剤の割合 : <b>70%超</b>	<b>26点</b>
ア(ロ) 処方箋受付 : <b>2,000回超/月</b> かつ 特定医療機関の処方箋による調剤の割合 : <b>85%超</b>	
ア(ハ) 処方箋受付 : <b>1,800回超/月</b> かつ 特定医療機関の処方箋による調剤の割合 : <b>95%超</b>	
イ(イ) 特定医療機関の処方箋受付 : <b>4,000回超/月</b> (薬局所在の建物内に複数医療機関が所在している場合、処方箋受付回数合算)	
イ(ロ) 特定医療機関の処方箋受付 : <b>4,000回超/月</b> (同一グループ薬局内の他店で、 <b>処方箋集中率が最も高い医療機関が同一の場合、他店の処方箋の受付回数を含む</b> )	

ア 処方箋受付回数 かつ 特定の医療機関からの処方箋集中率

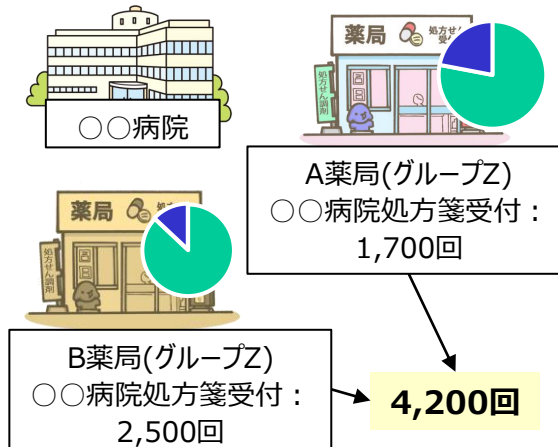


イ 特定医療機関からの処方箋受付回数 : 4,000回超/月

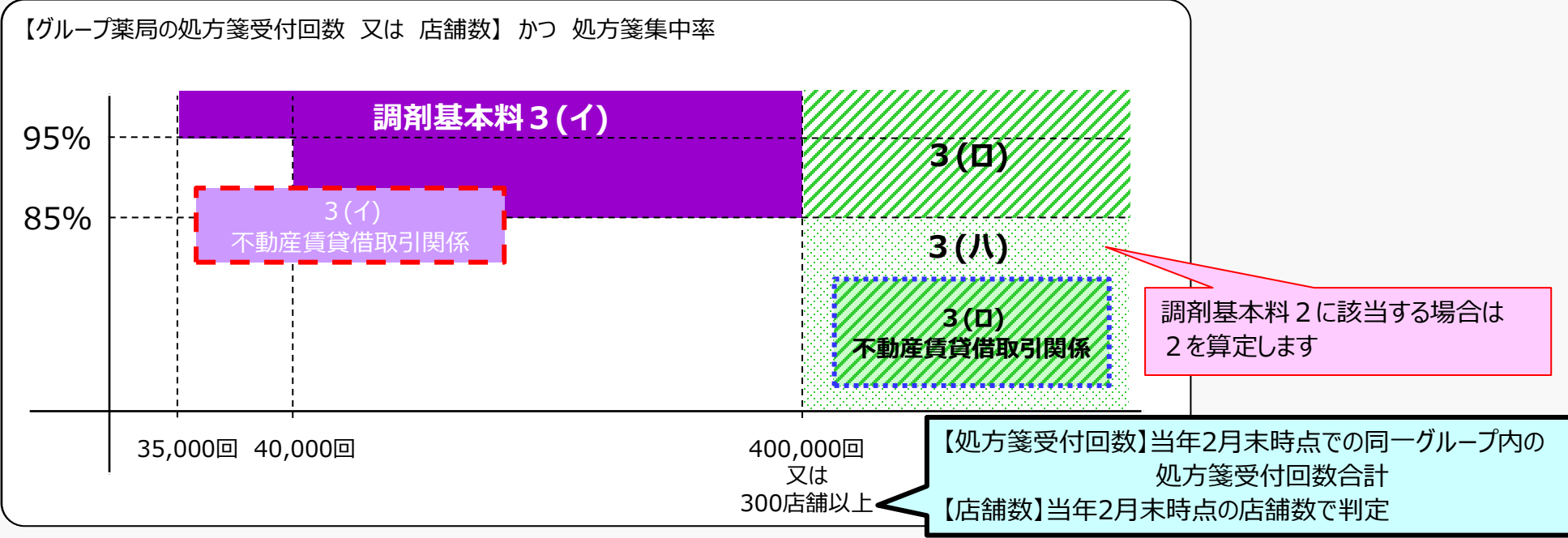
イ(イ) 薬局所在建物内の複数医療機関からの処方箋は合算 (例 : 医療モール)



イ(ロ) 同一グループ薬局内の他店で処方箋集中率が最も高い医療機関が同一の場合、他店の処方箋受付回数を含む



内容		点数
特別調剤基本料に該当せず、下のいずれかに該当する薬局（処方箋の受付1回につき）		
3(イ)-イ	グループ薬局の処方箋受付回数合計： <b>35,000回超～40,000回以下/月</b>	処方箋集中率： <b>95%超</b> 特定の医療機関と不動産の賃貸借取引有
3(イ)-ロ	グループ薬局の処方箋受付回数合計： <b>40,000回超～400,000回以下/月</b>	処方箋集中率： <b>85%超</b> 特定の医療機関と不動産の賃貸借取引有
3(ロ)	グループ薬局の処方箋受付回数合計： <b>400,000回超/月 又は 300店舗以上</b>	処方箋集中率： <b>85%超</b> 特定の医療機関と不動産の賃貸借取引有
<b>3(ハ)</b>	グループ薬局の処方箋受付回数合計： <b>400,000回超/月 又は 300店舗以上</b>	処方箋集中率： <b>85%以下</b>



# 「特定の医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある薬局」 (調剤基本料3)

○不動産：土地又は建物  
(医療機関及び薬局の事業に用いられるもの)

【2016/3/31疑義解釈その1】  
来局者用の駐車場(医療機関と共有している場合も含む)も含まれる

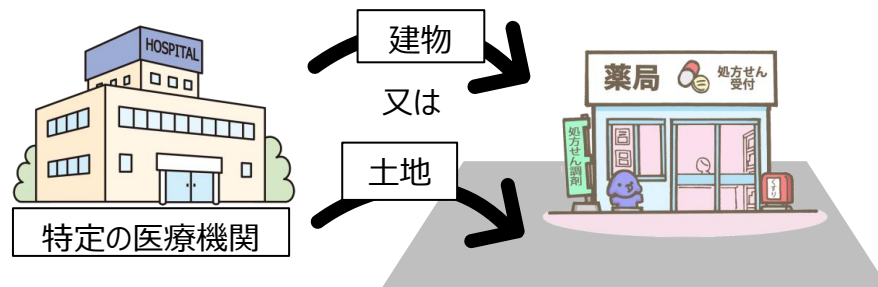
○賃貸借取引関係：  
**直接**不動産の賃貸借取引を契約している場合  
(開設者の近親者や法人役員が名義人の場合も含む)

【2016/3/31疑義解釈その1】  
対象となる開設者の近親者は直系2親等、傍系2親等を指す

特別調剤基本料の取引関係とは若干要件が異なります

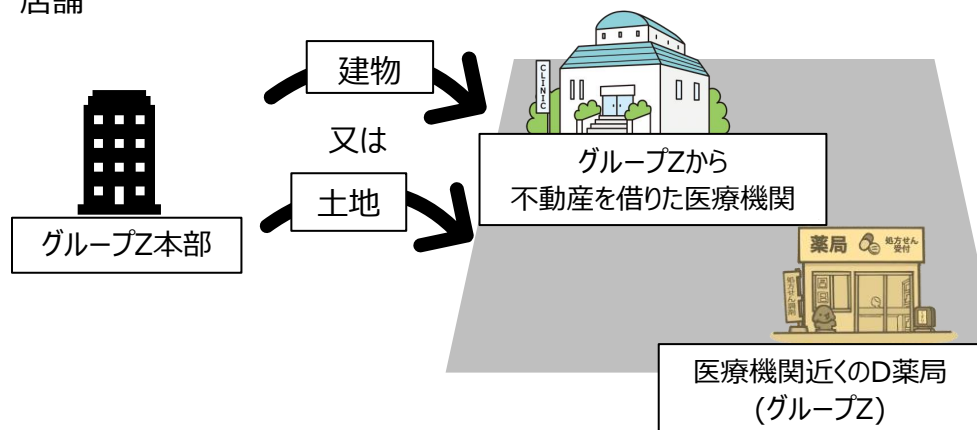
## 医療機関→薬局

薬局の個々の店舗で、**土地又は建物が特定の医療機関の所有**である場合における当該店舗

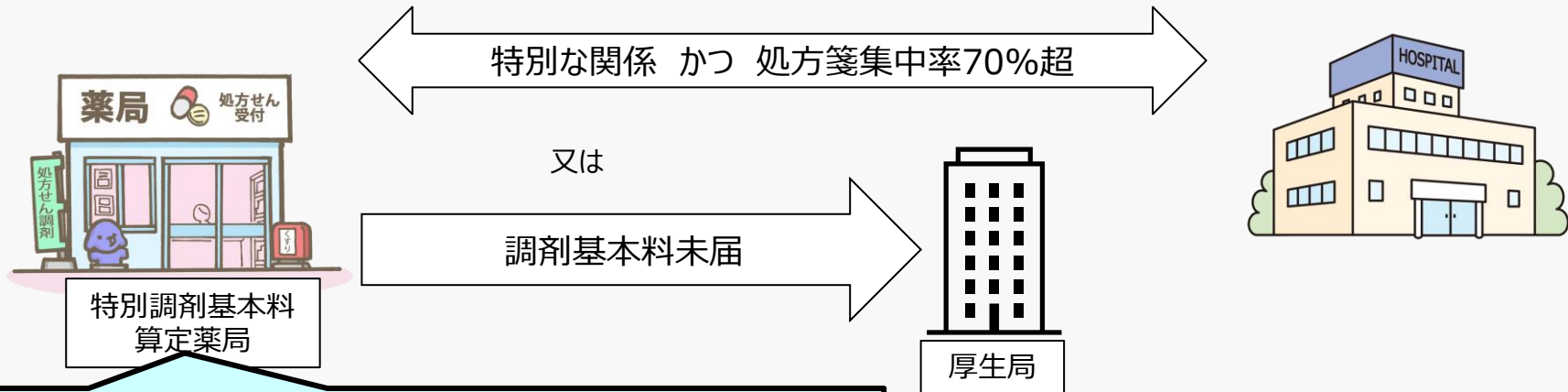


## 薬局→医療機関

**医療機関が薬局の事業者**(当該薬局の事業者の最終親会社等)から**土地又は建物を賃借**している場合、当該**医療機関と近接な位置にある当該薬局の店舗**



内容	点数
下のいずれかに該当する薬局（処方箋受付1回につき）	
医療機関と不動産取引等その他特別な関係を有している薬局で、当該医療機関に係る処方箋集中率が70%を超える薬局（ただし、薬局の所在する建物内に診療所が所在している場合を除く）	<b>7点</b>
地方厚生局長等に届け出ていない薬局	



- ・地域支援体制加算、後発医薬品調剤体制加算は20%減算
- ・特別な関係の医療機関への情報提供による服薬情報等提供料の算定不可

- ・医療機関と薬局が直接契約
- ・医療機関又は薬局が所有する不動産を第三者が賃借し、第三者と契約している場合
- ・開設者の近親者及び法人役員が名義人

### 【特別な関係】

- (1) 保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある薬局
- (2) 保険医療機関が譲り渡した不動産（薬局以外の者に譲り渡した場合を含む。）を利用して開局している薬局
- (3) 保険医療機関に対し、薬局が所有する会議室その他の設備を貸与している薬局
- (4) 保険医療機関から開局時期の指定を受けて開局した薬局である場合



# 「医療機関と不動産取引等その他の特別な関係」 (特別調剤基本料)

	不動産所有	保険薬局開局日
①	病院	平成28年10月1日以降 (遡及指定が認められ平成28年9月30日以前から譲渡された不動産利用で開局している場合は除く)
②	診療所	平成30年4月1日以降 (遡及指定が認められ平成30年3月31日以前から譲渡された不動産利用で開局している場合は除く)
③	病院	平成28年9月30日以前に開局し、平成28年10月1日時点では不動産の賃貸借関係はなく、平成28年10月1日以降に不動産の賃貸借関係
④	診療所	平成30年3月31日以前に開局し、平成30年4月1日時点では不動産の賃貸借関係はなく、平成28年10月1日以降に不動産の賃貸借関係
②・④については平成30年3月31日以前より不動産の賃貸取引を行うなど開局に至る相当程度進んでいる場合には、②の遡及指定ありの場合と同様に該当するとみなす (特別な関係とはみなされない)		

## これらの事例も特別な関係に該当します

**事例① 医療機関が所有している不動産を譲渡・賃借している事例**

敷地内  
医療機関A (所有者等から賃借) → 不動産 → 賃借 → 薬局P

- ・ 近隣地にある同一グループの他の薬局にも適用
- ・ 開設者の近親者および法人役員が契約名義人の場合
- ・ **賃料が発生していない場合も含む**

**事例①-1 医療機関が所有している不動産を第三者に譲渡・賃借しその不動産を譲渡・賃借している事例**

敷地内  
医療機関A (所有) → 不動産 → 賃借 → 第三者X → 賃借 → 第三者Y → 賃借 → 薬局P

**事例①-2 薬局が所有している不動産を第三者に賃借しその不動産を賃借している事例**

薬局P (所有者等から賃借) → 不動産 → 賃借 → 第三者X → 賃借 → 医療機関A

- ・ **賃料が発生していない場合も含む**
- ・ **グループ調剤の場合は第三者が親会社の場合も該当**
- ・ **転借が複数回行われている場合も含む**

# 「医療機関と不動産取引等その他の特別な関係」 (特別調剤基本料)

**事例③** 病院の近隣に開設していた薬局が敷地内に移転し、指定日を遡及して指定を受けている場合

以前 薬局P 病院A 敷地内

現在 薬局Pを閉局して移転開局する 薬局P' 病院A 敷地内

- ・ **(病院) 平成28年9月30日以前に開局し、平成28年10月1日時点では賃貸借取引関係になかったが、平成28年10月1日以降に賃貸借取引関係となった場合も適用(診療所は平成30年3月31日以前開局、平成30年4月1日以降賃貸借取引関係)**

**事例④** 薬局が所有する会議室・その他施設を貸与している事例

- ・ 特定の医療機関に対する貸与時間の割合がそれ以外の者への貸与時間全体の3割以上である場合に貸与と判断

**事例⑤** 医療機関より開局時期の指定を受けている事例 (公募も含む)

医療機関A 開局時期の指定 薬局P

**新規OPEN 〇月〇日**

開局時間  
平日 〇〇:〇〇~△△:△△  
土曜日 〇〇:〇〇~××:××  
日曜・祝日はお休みです

- ・ 病院 **又はその開設者**からの公募に応じるなど、開局時期の指定を受けて、平成28年10月1日以降に開局した場合  
**(病院又はその開設者からの依頼により第三者が公募する場合も含む)**
- ・ 診療所からの公募に応じるなど、開局時期の指定を受けて、平成30年4月1日以降に開局した場合  
**(平成30年3月31日以前に不動産の賃貸取引を行うなど、当該開局に係る手続きが相当程度進捗している場合を除く)**
- ・ 開設者の変更(親から子へ・法人への変更等)又は改築等の理由により薬局の開業許可を取り直し、遡及指定が認められる場合についても適用

**事例⑥** 公募に応じて開局している薬局が開局時期の指定を受けていない事例

医療機関A 敷地内 公募 薬局P 開局時期の指定を受けずに開局

- ・ **公募の際に、開局時期が明示されていない場合であっても、開局時期の指定を受けたものとみなす**
- ・ 開設者の変更(親から子へ・法人への変更等)又は改築等の理由により薬局の開業許可を取り直し、遡及指定が認められる場合についても適用

# 00 注1ただし書き 調剤基本料 (特定区域)

内容	点数
施設基準に適合し届け出た薬局 (処方箋の受付1回につき)	<b>調剤基本料1(42点)</b>

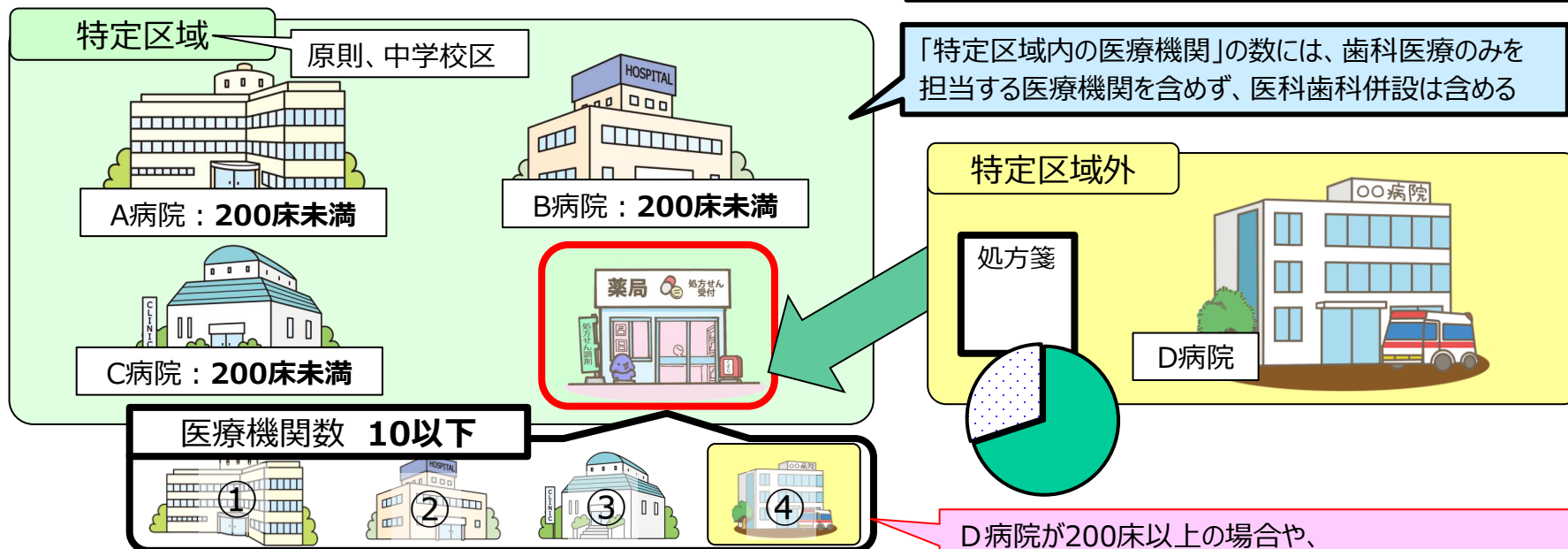
## 【施設基準】

「医療を提供しているが、医療資源の少ない地域」に所在していること(次ページ記載)

薬局が所在する**特定区域 (中学校区)** 内における医療機関について、許可病床数が200床未満で、施設数が10以下であること  
 ※薬局が所在する**特定区域外**の医療機関であっても、当該医療機関の処方箋集中率が70%を超える場合は、その医療機関を特定区内に所在するものとみなす

届出時に薬局所在の中学校区について地名がわかる資料を添付

「特定区域内の医療機関」の数には、歯科医療のみを担当する医療機関を含めず、医科歯科併設は含める



処方箋受付回数：2,500回/月を超えない

【2020/3/31疑義解釈その1】注1ただし書き(特定区域)と注2(特別調剤基本料)のいずれにも該当する場合、必要な届出を行えば調剤基本料1を算定できる

【基本診療料別表第六の二】

都道府県	市町村（二次医療圏別）	都道府県	市町村（二次医療圏別）
北海道	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町	福井県	大野市、勝山市
	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町	山梨県	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町	長野県	木曽郡 大田市、北安曇野郡
	帯広市、音更町、土幌町、上土幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	岐阜県	高山市、飛騨市、下呂市、白川村
	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町	愛知県	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
青森県	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町	滋賀県	長浜市、米原市 高島市
	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村	兵庫県	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
岩手県	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町	奈良県	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
	大船渡市、陸前高田市、住田町	島根県	雲南市、奥出雲町、飯南町
	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村		大田市、邑智郡
	久慈市、普代村、野田村、洋野町		海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
秋田県	北秋田市、上小阿仁村	香川県	小豆郡
	大仙市、仙北市、美郷町	長崎県	五島市
	湯沢市、羽後町、東成瀬村		小値賀町、新上五島町
山形県	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村		壱岐市
	東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	対馬市
新潟県		十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町	鹿児島県
	佐渡市	沖縄県	宮古島市、多良間村 石垣市、竹富町、与那国町

上記のほか、離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島、奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島、沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島に該当する地域

## 処方箋受付回数

「年間処方箋受付回数の合計」と「各区分の規定回数 × 12（か月）」を比較

### 【受付回数に数えない処方箋】

- 時間外加算、休日加算、深夜加算、夜間・休日等加算を算定した処方箋
- 在宅患者訪問薬剤管理指導料※、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費の基となる調剤に係る処方箋
- ※「単一建物診療患者が1人の場合」は受付回数に含める

### 【リフィル処方箋】

- 調剤実施毎に受付回数の計算に含める（上記算定の場合を除く）

## 特定の医療機関の処方箋の調剤割合（処方箋集中度）

「特定の医療機関の処方箋受付回数」 ÷ 「期間中に受け付けた全ての処方箋受付回数」

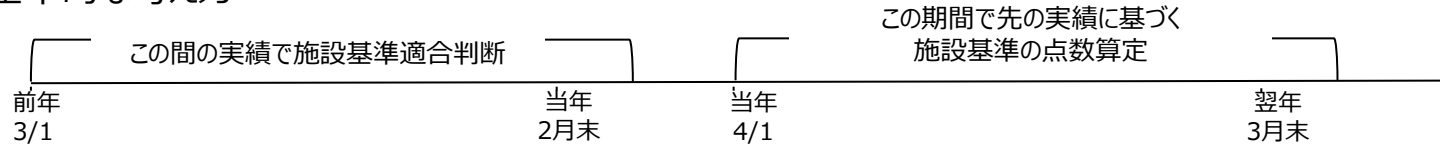
### 【特定の医療機関の処方箋受付回数】

同一医療機関から、歯科と歯科以外の処方箋を受け付けた場合は合計した回数

### 【集中度計算時の注意】

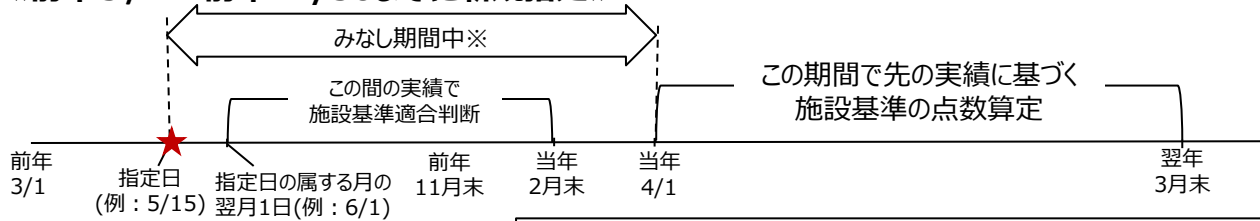
- ・同一グループの薬局の勤務者（常勤・非常勤を含む全ての職員）とその家族の処方箋は除く
- ・**オンライン服薬指導を行った場合の処方箋受付回数は計算には含めない**

## ○基本的な考え方

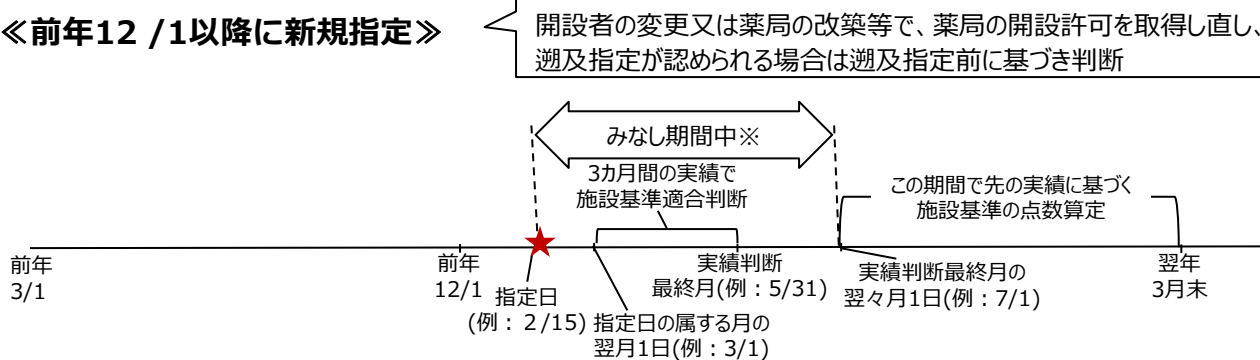


## ○前年3/1以降に新規に薬局に指定された薬局

### 《前年3/1～前年11/30までに新規指定》



### 《前年12/1以降に新規指定》

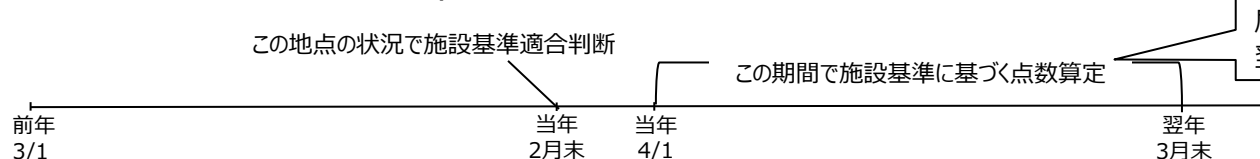


開設者の変更又は薬局の改築等で、薬局の開設許可を取得し直し、遡及指定が認められる場合は遡及指定前に基づき判断

## ※みなし期間中の取扱い

処方箋受付回数の実績が判断されるまで  
 →調剤基本料1  
 or  
 →特別調剤基本料  
 (医療機関と不動産取引等その他の特別な関係)  
 or  
 →調剤基本料3  
 (特別調剤基本料該当時を除く「特定の医療機関との間で不動産の賃貸借取引がある等」に該当)として取扱う

## ○調剤基本料の注1 (特定区域)



点数算定期間中に新たに施設基準に適合した場合、届出可届出のあった月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合、翌月1日～翌年3月末まで所定点数を算定可